

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 戸高 賢史

1 日 時

平成28年3月17日（木） 午後2時02分から
午後4時01分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

戸高賢史、御手洗吉生、志村学、吉富英三郎、木付親次、馬場林、尾島保彦

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

平岩純子

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 進秀人 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第9号議案、第10号議案及び第40号議案から第42号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第22号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 「おおいたの道構想2015」の策定について、橋梁の落橋防止装置等について及び庄の原佐野線の整備状況について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 姫野剛
政策調査課調査広報班 主幹 内田潔

土木建築委員会次第

日時：平成28年3月17日（木）14：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

14：00～16：00

(1) 合議議案件の審査

第 22号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成28年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 9号議案 平成28年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

第 10号議案 平成28年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算

第 40号議案 平成28年度における土木事業に要する経費の市町村負担について

第 41号議案 おおいた土木未来プラン2015の策定について

第 42号議案 大分県建築基準法施行条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

①「おおいたの道構想2015」の策定について

②橋梁の落橋防止装置等について

③庄の原佐野線の整備状況について

(4) その他

3 閉 会

会議の概要及び結果

戸高委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、ご了承いただきたいと思ひます。

本日は、委員外議員として平岩議員が出席しております。

委員外議員の皆さんにお願いします。

発言を希望する場合は、付託議案や諸般の報告などの区切りごとに、委員の質疑・討論の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔にご発言願ひます。

まず、審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

進土木建築部長 本日の委員会において、建築住宅課永松課長が欠席をさせていただいております。建築住宅課に関する説明は、代理出席しております亘鍋課長補佐が対応させていただきます。ご了承のほど、よろしく願ひいたします。

戸高委員長 本日審査をいただく案件は、今回付託を受けました議案6件と、総務企画委員会から合議のありました議案1件であります。

この際これらを括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、総務企画委員会から合議のありました第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

亘鍋建築住宅課課長補佐 第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてご説明いたします。議案書では222ページになりますが、委員会資料の1ページをお開き願ひます。

まず、長期優良住宅関係事務について説明いたします。

長期優良住宅認定制度は、住宅が長い期間にわたりまして良好な状態で使用され、良質なストックを形成していくことを目的としています。この認定住宅は税制面、金利面での優遇措置を受けられますが、本制度は新築住宅を対象としておりまして、既存住宅は対象外でありました。本年2月、国が定める認定基準が改正され、既存住宅の増築や改築工事の際には本認定が可能となったものです。

この認定基準の改正を受けまして、手数料条例に既存住宅の認定に係る審査手数料を追加するものです。

条例改正の施行日ですが、長期優良住宅の認定基準の施行日と同じ、平成28年4月1日としております。

次に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務について説明します。資料の2ページをごらんください。

建築物の分野は、ほかの分野に比べまして、エネルギー消費量の削減化が進んでいない現状があります。そこで建築部門を強化することを目的として、新法の建築物省エネ法を平成27年7月8日に公布したものです。

新法の概要についてですが、1の規制措置としまして、新築します2千平方メートル以上の住宅以外の建物を対象として、省エネ基準の適合判定が義務化されることとしております。

2の誘導措置として、省エネ基準を満たす施設は、適合していることを建築物や広告物等に表示する事ができるようになります。

3の誘導措置の2つ目ですが、誘導基準に適合した建築物には、容積率の緩和を受けられることとしています。

今回は、黒枠で表示した誘導措置の2つの手続、建築物エネルギー消費性能認定と建築物エネルギー消費性能向上計画認定の事務につきまして、審査手数料を新設するものでございます。

施行日につきましては、法の施行日と同じ平成28年4月1日としています。

また、1の規制措置の事務については、29年4月の施行となっております。なお、手数料の額につきましては、議案書223及び227ページに記載のとおりとなります。

以上でございます。

戸高委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はございませんか。

志村委員 上の1ページ目は中身が全くわからないんだけど、どういうこと。もう少し詳しく。

亘鍋建築住宅課課長補佐 今まで長期優良住宅ということで、新築の際にある一定の、例えば、柱、基礎等におきまして、約2割増しぐらいの構造材を使う、もしくは床等に入っても配管等が容易に修繕できる、そういった住宅に関して一定の審査基準を設けております。それに認定を受けますと、税制面、ローン手数料もしくは所得税の減免というのを受けられるようにしている、そういった長期的に使える住宅を目指した制度ということです。

新築だけがそういった制度があったんですが、今回、既存住宅もやはりある程度そういった流れの中に入れた上で、そういった分に誘導して、つまり優良な住宅、既存住宅につきましては、増築、改築したときに確認申請と同時に審査をした上で、県が認定をしまして、それに関して同じように優遇面、税制面、もしくはローン、増築の場合、そう大きくローンは発生しないかと思いますが、もしくは登記手数料などの減免措置をした上で、既存の住宅市場に乗せ、もしくは長く使っていただくという措置でございます。

志村委員 よくわかりました。しかし、これを県民にどういうふうにお知らせをするかということですね。あるいは、どういうものがいわゆる優良住宅として適用になるのかという、もう少し詳しくわかりやすく説明をしないと。しかも、どういう恩恵があるのかですね、その方法はどうされますか。

亘鍋建築住宅課課長補佐 現在、国のほうもですね、一緒に国の制度設定を今やっているところなんですけど、その中で、広報のあり方、特に既存住宅については、通常でしたら増築のときにいろんな図面等が発生するんですが、既存住宅においては図面のない住宅等もありますので、そういった図面の発生ということもあります。

そういった既存住宅の審査、設計士さん等が現場へ行って現地を調査した上で、この家の基礎の調査、もしくは中に入っている構造材等の調査も含めてやりますので、そういったある程度手間もかかりますということもあわせて、メディア等を通じて広報していきたい

いと思っております。

志村委員 今一つ活用方法がうまく理解できないんじゃないかと思うんですよね。今回、3世代同居ということについての大変いいことで、適用の対象になると思うんだけど、各土木事務所の建築課で建築申請の許可をする時点で、例えば県の窓口では必ずこれに適用するかどうかをしっかりとそこで調査するとかいうふうなことをしっかりとやらないと、自主的に住宅主から申請があつてからやるということではないと思うのね。

そのシステムはちゃんとつくっておかないと、この人は適用になったけれども、この人は知らないからそのままになったということが往々にしてあり得ると思うんですよね。だから、その、何といいますか、つまりそこをきちっと方法を考えてほしいなと思います。しかも、4月1日に法施行ですから、もう始まっているところはありますよね、新しくつくろうというのを。これは建築が始まる時ですか、設計が始まる時ですか。どうなるんですか。完成した時ですか。

亘鍋建築住宅課課長補佐 おっしゃるとおり、設計の段階からそういった考慮をしておかないと、コストアップにもつながりますし、もちろんそれとあと契約する場合にも、それを目指していくわけですから、その辺でコストアップはかかるということはあるんですけど、ただ、なかなか既存住宅へのこういった制度の転換というのはまだ始まったばかりですけども、なかなか周知できていないところもありますので、早目にそこら辺は手を打てるようにしたいと思っております。

なかなかどこそこで増改築があるとかいうまではとてもできない状態もありますので、ただ業界団体さん、もしくは設計士さんが団体等への周知、また県庁のホームページのほうにもしっかりとそこは長期優良住宅に関して有効な手段ですので、ちゃんと皆様方が活用できるように、また業界の皆さん方にもしっかりと周知し、また業界が顧客に対して周知できるように、体制づくりをしっかりとしていきたいと思っております。

御手洗副委員長 ということは、事前着工でもいいということなんですか。

亘鍋建築住宅課課長補佐 この制度は増改築の確認申請のときに審査をさせていただく、いろんな措置をするということになっていきますので、増改築がちょっと事前着工にはならないという状態であります。ただ、増改築のときにうちや県の土木なりの窓口に来たときにある程度固まっているので、ちょっとそこは時間差が発生している可能性はあるんですけども、増改築の確認申請のときにはしっかりとそこは周知できるかと思っております。

御手洗副委員長 ということは、設計に取り組む、だから4月1日以降でないということなんですか。今、設計図面を書いちゃってもつまらんということですね。

亘鍋建築住宅課課長補佐 国会のほうも今、まだ優遇面の審議中ということですので、その辺もありましてですね。

戸高委員長 ほかに、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり

可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

それでは、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

進土木建築部長 第1号議案平成28年度大分県一般会計予算の総括的な内容について、ご説明いたします。

土木建築委員会資料の3ページをお開き願います。

平成28年度当初予算説明資料（土木建築部）です。

まず、1の一般会計の（1）歳出予算ですが、土木建築部の予算額につきましては、表の中ほどの土木建築部（A）の欄、上から6番目の計の欄、太字で記載しておりますとおり、当初予算額は872億5,444万6千円を計上しております。

その下の内訳の欄をごらんください。

公共事業は604億7,995万円で、対前年度100.8%となっております。

内訳といたしまして、一般公共事業費が434億5,651万5千円、災害関連事業費が21億700万円、国直轄事業の負担金が77億9,227万6千円、住宅建設費が5億3,010万7千円、災害復旧事業費が65億9,405万2千円となっております。

公共事業における主な取り組みとしては、道路のり面の崩壊・落石対策を初めとする防災対策、河川改修や土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査などによる豪雨災害対策、橋梁やトンネルなど安全確保に向けた社会インフラの老朽化対策、さらに中津日田道路や庄の原佐野線など将来発展の基盤となる社会資本整備に重点的に取り組んでまいります。

次に、内訳の1番下、非公共事業につきましては267億7,449万6千円で、対前年度98.2%となっております。

非公共事業における主な取り組みとしては、九州の東の玄関口にふさわしい拠点づくりに向けた港湾施設などの検討や3世代同居のための住宅改修支援などに取り組んでまいります。

また、洪水時の避難行動支援として洪水避難基準水位の見直しを行うとともに、旅館、ホテルなどの特定建築物の耐震対策、公共施設の老朽化対策など、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、中ほどの（2）債務負担行為につきましては40件、220億6,879万9千円の限度額をお願いしております。

次に、2の特別会計ですが、まず1番目の大分県公債管理特別会計については、当初予算額として3億3,512万7千円、その下、臨海工業地帯建設事業特別会計については、3,181万3千円、その下港湾施設整備事業特別会計については20億5,341万1千円を計上しております。

以上をもちまして、28年度当初予算関係の総括的な説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、関係課長から説明させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

黒木土木建築企画課長 まず、土木建築部関係分の債務負担行為についてご説明いたします。

平成28年2月大分県議会定例会議案の16ページをお開き願います。

第2表債務負担行為でございます。

土木建築部関係につきましては、21ページ上から4番目、30番の公有地の拡大の推進に関する法律により、大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対する債務保証から、26ページ下から2番目、69番の県有建築物保全事業までの40件でございます。このうち主なものについてご説明いたします。

21ページにお戻りください。上から4番目、30番土地開発公社の公共用地先行取得資金の借りに関する債務保証につきましては、県の要請により、土地開発公社が土地の取得造成を行う場合に、金融機関からの借りとその利子などに対し県が債務保証を行うもので、借入れ総額60億円とその利子及び遅延利息について債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に、25ページをお開きください。

上から3番目、60番の玉来ダム建設事業につきましては、玉来ダムの本体着工に伴い、120億円の債務負担行為をお願いするものです。

次に、その1つ下、61番の土木施設災害復旧事業につきましては、平成28年度発生災害について、国費の配分が翌年度となった場合でも、早期復旧のためできる限り年度内に発注できるよう、あらかじめ債務負担行為をお願いするものです。

次に、26ページをお開きください。

1番上、66番の生活排水処理施設整備費補助は、市町村の起債償還を支援するための補助金を12年分割で支給するもので、これに伴う債務負担行為をお願いするものです。

その他のものにつきましては、トンネルや橋梁といった規模の大きな工事や渇水期に施工すべき工事など、工期が29年度以降にわたる事業について、債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、土木建築企画課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

恐れ入ります、別にお配りしております平成28年度土木建築部予算概要の17ページをお開きください。

左上の枠外に款、項の名称、右上枠内に目名を記載しております。

また、表の1番左に事業名、その右隣には平成28年度当初予算額を記載しています。

まず、最初に事業名欄の上から2番目、建設業育成指導費ですが、予算額は1億円です。本事業は県が金融機関に資金を預託することで、協調融資によりまして4倍の融資枠を得まして、大分県建設業協同組合連合会を通じ、公共工事施工のための運転資金や建設資材の調達資金を建設業者に融資するものでございます。

次にその3つ下、建設産業構造改善・人材育成支援事業費ですが、予算額は1,534万3千円でございます。

本事業は、建設産業の構造改善や人材育成を総合的に支援するため、セミナーや高校生向け建設業界合同説明会の開催、体験学習会の実施、新分野進出の検討や企業合併の費用に対する支援を行うものでございます。

また、建設産業の魅力発信として、メディアなどを活用し、若手求職者への情報発信等を行うことにより、地域を守る建設産業の担い手確保、育成に取り組むものです。

以上で説明を終わります。よろしくご説明いたします。

阿部建設政策課長 建設政策課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

同じく土木建築部予算概要の16ページをごらんください。

事業名欄の1番上、共生のまち整備事業費ですが、予算額は8千万円です。

本事業は、高齢者や障がい者はもとより女性や子供を含む全ての県民が障壁がなく自由に行動できるよう、歩道の段差解消や、スロープ、手すりの設置など、県が管理する公共施設のバリアフリー化に取り組むものでございます。

次に、その2つ下、安全・安心を支えるインフラ点検事業費ですが、予算額は2,098万円です。

本事業は、県民の安全・安心を支えるため、公共土木施設の長寿命化計画等に基づきまして、損傷や劣化の進行が早い道路の自然のり面、河川堤防、樋門、港湾岸壁など利用者への被害が想定される施設を対象としたインフラ点検を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

足田用地対策課長 引き続きまして用地対策課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

15ページにお戻り願います。

事業名欄の上から4番目、公共用地先行取得事業費ですが、予算額は10億円です。

本事業は、緊急に用地買収が必要となった場合に機動的に対応するため、大分県土地開発公社が先行取得により事業用地を確保するための貸付金として、あらかじめ確保しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

鈴木道路建設課長 道路建設課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

20ページをお開き願います。

道路橋梁調査費でございますが、予算額は9,179万5千円です。

本事業は、国県道改良の新規事業化に向けた事前調査や道路台帳補正及び中津日田道路の耶馬溪町一山国町間について、将来の事業化に向け、現道の利用状況などの基礎的調査などを行うものでございます。

次に、21ページをごらん願います。

事業名欄の上から3番目、公共の国直轄道路事業負担金ですが、予算額は28億8,080万円で、これは国土交通省が直轄管理する一般国道の改築等事業の負担金でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

菖蒲道路保全課長 道路保全課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

23ページをお開き願います。

事業名欄上から2番目、道路維持修繕費ですが、予算額は16億2,911万6千円です。

本事業は、安全で快適な道路環境を確保するために行う道路の草刈り、清掃や、街路樹の管理並びに県が管理する道路のパトロール、応急維持補修などを行うものでございます。

次にその2つ下、単独の道路防災事業費、予算額9億2,450万円と、事業名欄の1番下、公共の道路防災事業費、予算額13億2,185万9千円です。

これらの事業は、防災拠点などを結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路のり面の崩壊・落石対策を重点的に推進するものです。

次に、同じ23ページ、事業名欄上から5番目、身近な道改善事業ですが、予算額は8億円です。

本事業は、住民の生活に密着した道路の安全性・利便性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道の整備など小規模な改良や、通学路安全対策を実施するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

平野河川課長 河川課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

委員会資料の28ページをお開き願ひます。

事業名欄の上から2番目、河川海岸維持管理費ですが、予算額は3億121万9千円です。

本事業は、芹川・北川ダムの管理者負担金や河川、海岸の堤防の草刈り費などの管理業務に要する経費でございます。

次に、同じページの1番下、洪水時避難行動支援事業費ですが、予算額は8,200万円です。

本事業は、洪水時における住民の的確、確実な避難行動を支援するため、洪水避難基準水位の見直しや、浸水想定区域図を作成するものでございます。

次に、30ページをお開き願ひます。

事業名欄の上から3番目、緊急河床掘削事業費ですが、予算額は3億円です。

本事業は、台風や集中豪雨などによる浸水被害から、河川周辺住民の生命、財産を守るため、土砂の堆積が著しい河川において、早急に河床掘削を実施するものでございます。

次にその1つ下、公共の広域河川改修事業費ですが、予算額は25億8,927万9千円です。

本事業は、県管理の河川において、災害から県民の生命、財産を守るため、比較的規模の大きい河川改修を実施するものでございます。

次に、31ページをごらんください。

事業名欄の下から2番目、公共の国直轄河川事業負担金ですが、予算額は37億7,574万円です。

本事業は、国が実施する大野川など県下5つの1級河川の河川改修事業や大分川ダム建設事業などの負担金でございます。

次に、32ページをお開き願ひます。

事業名欄の上から3番目、公共の津波危機管理対策緊急事業費ですが、予算額は4,200万円です。

本事業は、海岸堤防などの耐震化対策及び老朽化対策を実施するものでございます。

次に、34ページをお開き願ひます。

事業名欄の上から3番目、公共の災害復旧事業費ですが、予算額は63億1,405万2千円です。

本事業は、過年災害分として、平成26年、27年に被災した河川の復旧を引き続き進めるとともに、現年災害分として、平成28年に新たに災害が発生した際に、迅速に対応できるように、あらかじめ計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

山本港湾課長 港湾課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

35ページをごらんください。

事業名欄の上から5番目、公共の津波危機管理対策緊急事業費ですが、予算額は1億5,065万円です。

本事業は、津波・高潮対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保を図るため、施設の補修を行うとともに、長寿命化計画を策定し、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を促進するものでございます。

次に、36ページをお開き願ひます。

事業名欄の下から2番目、港湾施設整備事業特別会計繰出金ですが、予算額は1億34万5千円です。

本事業は、港湾施設整備事業特別会計において、必要となる起債の償還などの経費に充てるため、繰り出しを行うものでございます。

次に、37ページをごらんください。

事業名欄の上から6番目、公共の港湾改修統合事業費ですが、予算額は3億5,991万3千円です。

本事業は、岸壁や防波堤などの既存施設の機能維持及び利便性の向上を図るため、維持補修及び局部改良を実施するものでございます。

次にその1つ下、公共の国直轄港湾事業負担金ですが、予算額は6億5,433万6千円です。

本事業は、国が実施する航路しゅんせつ、防波堤及び岸壁などの整備に係る負担金でございませう。

次に、38ページをお開き願ひます。

事業名欄の上から2番目、公共の国直轄空港事業負担金ですが、予算額は4億4,340万円です。

本事業は、国が実施する大分空港の整備に係る負担金でございませう。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

後藤砂防課長 砂防課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

41ページをお開き願ひます。

事業名欄の1番上、公共の火山砂防事業費ですが、予算額は12億2,192万6千円です。

本事業は、火山地域の土砂災害に対して総合的に対処するため、砂防ダム工などを実施するものでございませう。

次にその2つ下、公共の急傾斜地崩壊対策事業費ですが、予算額は12億6,150万8千円です。

本事業は、急傾斜地崩壊危険区域のうち、緊急度の高い地区について擁壁工、のり面工などを実施するものでございませう。

次に、その4つ下、公共の砂防災害関連事業費から1番下、公共の緊急急傾斜地崩壊対策事業費までの4事業についての予算額合計20億6千万円は、災害が発生した場合の緊急対策として、速やかに対応できるように、砂防ダムなどの整備に係る所要額をあらかじめ計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

湯地都市計画課長 都市計画課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

46ページをお開き願います。

事業名欄の上から3番目、単独の街路改良事業費ですが、予算額は3億6,900万円です。

本事業は、日田市の丸山五和線ほか、都市計画道路4路線の整備を進めるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

和田公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係の歳出予算のうち、主なものについて、ご説明いたします。

47ページをごらんください。

事業名欄の上から2番目、農業集落排水事業費ですが、予算額は4,080万円です。

本事業は、大分市、佐伯市などにおいて、市が実施する農業集落排水施設の調査などに対し補助するものでございます。

次に、48ページをお開き願います。

漁業集落排水事業費ですが、予算額は950万円です。

本事業は、佐伯市が実施する漁業集落排水施設の調査などに対し補助するものでございます。

次に、49ページをごらんください。

事業名欄の上から2番目、公園維持管理費予算額1億2,420万1千円及びその1つ下、大分スポーツ公園等管理運営事業費、予算額4億5,806万7千円は、大分スポーツ公園などの都市公園の指定管理者管理運営委託などに要する経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

巨鍋建築住宅課課長補佐 建築住宅課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

50ページをお願いたします。

事業名欄の1番上、建築基準法等施行事務費ですが、予算額は560万5千円です。

本事業は、建築基準法に基づく建築確認などの許認可事務及び建築審査会の開催などに要する経費並びに、建築士法に基づく2級木造建築士と建築士事務所への指導、監督及び建築士審査会の開催などに要する経費でございます。

次に51ページをごらんください。

事業名欄の上から4番目、特定建築物耐震化促進事業費ですが、予算額は6億8,115万2千円です。

本事業は、一定規模以上のホテル・旅館などの特定建築物の所有者が行う耐震診断、補強設計及び耐震改修工事に対し、市町村補助が行われる場合に県として助成するものでござ

ざいます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

宮本公営住宅室長 公営住宅室関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

同じく51ページをごらんください。

事業名欄の下から3番目、県営住宅等管理対策事業費ですが、予算額は5億6,074万8千円です。

本事業は、県営住宅などの使用料収納事務や入退去事務などを管理代行者に委託する経費や、県営住宅の修繕、家賃滞納者に対する明け渡し請求訴訟などに要する経費でございます。

次に53ページをお開き願います。

事業名欄の上から2番目、公共の県営住宅建設事業費ですが、予算額は2億5,381万5千円です。

本事業は、大分市にある県営城南住宅の建てかえ工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

加藤施設整備課長 施設整備課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

54ページをお開きください。

事業名欄の1番上、県有建築物防災対策推進事業費ですが、予算額は3億8,194万6千円です。

本事業は、地方総合庁舎の建築設備の防災対策強化や県有施設のつり天井耐震化工事などを行うものでございます。

次にその3つ下、営繕関係受託事業費でございますが、予算額は4億3,031万6千円です。

本事業は、昨年、入札不調となった県立病院の大規模改修工事をあらためて実施するための経費でございます。

実施に当たりましては、入札不調の原因を整理しまして、設計内容や工事手順などの見直しを行い、発注の準備を進めているところでございます。

以上で説明を終わります。

戸高委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

尾島委員 先般の予算特別委員会の議論も踏まえて少し教えてほしいと思うんですけど、1点目はページ23、24の道路維持修繕費、あるいはクリーンロード支援事業で、守永委員からたしか質問があったと思うんですけど、草が伸びると見苦しいという話もありました。ちょっと2点ほどお願ひしたいと思うんですけど、草刈りを県の委託でやると、刈り取った草の撤去を行いますよね、草を集めて。あれは例えば、刈り取り回数をもう少し、1回、2回のところを3回、4回にふやして、切りっぱなしができないのかどうか、回収せずに。例えば、クリーンロード支援事業でお願いしているところの草刈りなんかも、多分回収していないんじゃないかと思うんですね。

それから、ちょっと所管は違いますが、市町村の河川担当課を通じて河川の草刈りを

委託されますけど、ああいった事業も切りっぱなしなんですよ。そこをきれいに片づけてどこかに持って行って処理をするということはありませんから。そうすると、例えば、自治体に依頼したところはそのままだにしながら、一方ではきれいに片づけているということがあるので、その辺がどうかというのが1点。

それから2点目に、傷害保険の話が出ていました。名前を特定せずに、ある一定の人数を把握して加入をするということなんですけど、一般的に私たちの、例えば、地区であれば、名前を届け出て、しかも死亡保険が1千万円とか、ちょっと保険金も高くなるんですけど、ある程度保障されているんですね。この前質問のあった傷害保険に関して、例えば、死亡保険金、これがどのくらいになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、次にページ35、高潮対策事業がございました。ここで、液状化の調査があるんですけど、象徴的な液状化は新潟地震で起こったと言われていています。その後、阪神・淡路、あるいは東日本で起きたわけですが、特に液状化は地上に構造物があると、長い揺れによって地下水と、それから土砂がまざり合って、構造物の重しによって水あたりが噴出して建物が傾くというふうなこともありますし、海岸部では余り重しがないのに、もともと構造的なもので液状化で路床が不陸するというふうなこともあるわけですけど、構造物があるだけに液状化が起ると、かなりやっぱり影響力が大きいと思うんですね。

こういった県内の液状化のマップといたしますか、調査、それから調査に基づく、例えば軟弱地盤の改良みたいなハード面の事業、こういったことも将来的にどう考えているのか、お願いしたいと思います。

菖蒲道路保全課長 まず、道路の草刈りで回数をふやして刈った草をそのままにできないかということですけども、河川であればある程度そういったことも、焼いたりもするんですけども、道路の場合はなかなか、道路に沿って刈った草をそのままにするというのはやっぱり美観的にも非常に問題だと思いますし、風が吹いたり、転んだりとかですね。ちょっと道路と河川では状況が違うのかなというふうに思っております。

それから、クリーンロードの傷害保険、1千万円ぐらいだと思うんですけど、ちょっとこれは詳しい数字を今調べております。

尾島委員 死亡保険はそのぐらいあるんですね。

菖蒲道路保全課長 だと思いますけれども、ちょっと数字を今から調べますので。側溝の中にやっぱり詰まったりとかいろいろ出てきますので、道路敷の中でといってもなかなか難しい、民地に押し込むわけにもいかないしですね。

山本港湾課長 液状化の調査につきましては、26、27年度は県南のほうの比較的津波高が高い、到達時間の近い位置を重点的に26年、27年に液状化調査をしております。その他、県内の残り16海岸につきましては、これからやるようにしております。

マップにつきましては、つくるとかいうのはちょっとまだ今後の検討になるかもしれないんですけども、調査に基づくハードの考え方としまして、海岸のほうで海岸施設としましては、28年度から30年度にかけて、長寿命化計画を策定していますので、それに基づいて優先順位を決めていきながら、事業としましては津波危機管理対策緊急事業費などを使いまして、対策をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

吉富委員 尾島委員の質問に関連なんですけどね、河川のほうの草刈り、うちの会派の衛藤委員も予算特別委員会のほうで話したと思うんですけども、リバーフレンド事業、これが今年度も昨年と同じ予算になっているんですけども、やはり地域の方々の要望が大変多いというのがあると思うんですけども、この辺の予算をどうして、まあ減るよりは、同額というのはまだありがたいと思うんですけども、要望があるにしても、小さい予算なんですけども、ふえない理由というのはいずれあるのか、そこを1点、まず教えてください。

平野河川課長 リバーフレンド事業の予算につきまして、これは大分市に関しての草刈りの予算でございますけれども、団体数は年を追ってだんだんふえておりますし、面積もかなりふやしてきております。平成28年度につきまして、新たな要望が出てきたものが、次年度の予算の作業が大体済んだ後のほうで出てまいりましたので、そのあたりを少し工夫をしながら、限られた予算の中でやっていくことを今考えております。

ただ、今後ともふえてくるということが想定されておりますので、動向を見ながら、次年度予算については反映させていくということも考えなければならぬかと思っております。

また一方、今ボランティアとして草刈り等をやっている方々もだんだん高齢化してなかなかできなくなっているという、特に地方においてはそういう点もございますので、今後の動向を見ながら、必要な予算については確保する。そしてまた、将来的な見通しも考えながら、草刈り予算の組み方を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

吉富委員 考えはわかりました。大分市だけがこの関係でやっていて、あと私は別府ですけども、別府などでは土木事務所の、県を通して別府市のほうに入って、それからという形で、土手の面積を平米当たりで計算して単価を出してもらっているんですね。私も事務局長をしているので地域の状況がよくわかっているんですけども、やはり私たちは草刈りに年に10回近く出るんですけども、そういうのはお金が目的とかそういうのじゃないわけですよ。やはり地域の美化というもの、そしてまた地域のまとまり、そういうつながりというものを大切にするために、こういう事業に率先して草刈り等に出ているわけなんですよ。

ですから、今回も504万円という予算がついているようなんですけども、地域の方々がやはり自分たちのまちは自分たちの手できれいにしたいんだという気持ちが強い限りには、やはりなるべくそれを酌んであげるような予算を、いわば思いやり予算のような形になると思うんですけども、大きな予算じゃないんで、せめて1団体か2団体ぐらいがふえるぐらいの予算を考えていただければありがたいと思いますので、ぜひそのところはひとつ要望という形をお願いします。

御手洗副委員長 関連しますけど、やはり地域で管理はしているんですけども、高齢になってなかなか管理が追いつかない中で、県には草刈りの機械はあるんですかね。

平野河川課長 県におきましては、大分土木事務所に自走式の草刈り機を用意しております。これに関して先ほどありましたリバーフレンドの団体に貸し出しをしております。年間かなりの稼働率で動いているという状況でございます。

御手洗副委員長 それは希望があればどこでも貸すんですか。

平野河川課長 大分土木事務所のほうでかなりの稼働率があるものですから、ちょっと正

確にはわかりませんが、すき間がなかなかないというのが現実ではないかなと思います。

御手洗副委員長 やはり先ほど言いましたように、高齢で管理ができない。やはり堤防の草を切らないとですね、美化はもちろんです、周辺の農地も含めて、有害鳥獣のすみかになっているところもいっぱいあるわけですから、地元で何とかしたいという気持ちは十分あると思うんですけども、そういうのをやはり1台しかないのであれば何台か手配をしていただいて、地元でそういう取り組みが必要なところは貸し出すとか、そういう形をすれば地元の美化は地元がするという形になると思うんですけども、草刈り機を持ってやるというのは年齢的に、非常に年々厳しくなっているわけですから、できれば言いましたように、大分土木だけじゃなくて、県下どこの土木事務所でも貸し出しができるような形にすればありがたいなというふうに思いますので、要望ですので、ぜひ取り組んでいただければありがたいと思います。

阿部建設政策課長 委員おっしゃったような地域のそういった環境を守るという意味では、地域の方々がこれまで一生懸命コミュニティーの中でやっていただいております。そうしたことを支援するためにも、今回、特別の事業としまして、地域の安心基盤づくりサポート事業というものを創設しております。そうした事業はもとより、河川砂防等の緊急の対応をするための予算として、これまでも使わせていただいていたんですけども、今おっしゃられたように、地域の方々が管理するための草刈りに行くのに、なかなか行きにくい場所、あるいはそういった機材、資材を貸与できるようなシステムをつくっていただくということで今回創設しております。各事務所においては、そういった地域の声を改めてお聞きしながら対応してまいりたいと思います。

木付委員 大分空港道路の4車線の延伸なんです、具体的にどの辺を検討しているのかと思ひまして、土工区間だけやったらそんなにもう延伸はできないと思うんですけど、構造物まで行くのかどうか、その辺をお尋ねします。

鈴木道路建設課長 来年度から事業化していく区間は、今4カ所を検討しているんですけども、大分側から国東に向かっていきますと、1個目がちょうど構造物が日出バイパスのほうから合流して次の橋までのところがちょっと土工区間があるので、ここを延ばしましょうということで500メートルぐらい延ばしました。

次の区間が、今追い越し区間が500メートルぐらいしかとれていないところが1カ所あると思うんですけども、そこにすぐ先に橋があるんですけど、100メートルぐらいの橋が2カ所ありまして、この橋をどうしてもかけないと延伸できませんので、橋をかけます。こうすることで、4車線区間500メートルが約2キロ弱まで延ばせると。これは土工区間だけではないので、橋梁を2橋架橋するという計画であります。

それから、最後の区間が安岐インター周辺でして、これは本当にまた土工区間だけで何とか勝負できる区間が300メートルほどありますので。あと1カ所も二、三百メートルのほうでとれそうかなというような感じです。土工だけでとれるのは、ご指摘のとおり二、三百メートル延ばすのが精いっぱいという形ですが、1カ所、一番短い4車線区間、500メートルぐらいしかないところ、これでちょっと無理やり追い越す車がいて危険だということもありますので、ここは構造物も考慮してやっていこうと考えております。

菖蒲道路保全課長 クリーンロード支援事業における傷害保険でございますけれども、死

亡後遺障害保険金ということで1千万円でございます。

馬場委員 34ページの災害復旧事業費になるのか、31ページの国直轄河川事業負担金になるのかわかりませんが、先日の予算特別委員会で日田の災害復旧について羽野議員も質問されていたんですが、ちょうど九州北部豪雨から5年たちまして、まだ山国川のほうも国直轄の部分ではまだ工事を、護岸を多分広げるのか、工事をされているんですけど、そういう事業が5年たって、ちょっと延びても大丈夫という部長のお話もあったんですけど、そういう事業というのは、県下でいうと、国直轄でまだ災害復旧事業をやっているというところは日田とどういうところがあるのか。山国川は、例えば5年たって完成をするのか。国直轄の部分ですから、県とは直接関係ないかわかりませんが、教えていただけたらと思います。

平野河川課長 平成24年の九州北部災害に係ります国直轄の河川の事業につきましては、日田市の花月川の激甚災害特別緊急事業、これが平成24年に事業採択を受けまして、おおむね5年ということですが、これについては6年間ということで、平成29年度が最終年度となります。

それからもう1つ、中津の山国川床上浸水対策特別緊急事業、これが平成25年度の事業採択でございますが、これにつきましてもおおむね5年ということで事業を国が進めておるといふふうに聞いております。

馬場委員 大体、山国川のほうも直轄の部分は6年間で大体できる部分になっているんですか、予定として。

平野河川課長 山国川河川事務所のほうから聞いておりますところでは、25年からスタートして29年までということ聞いております。

馬場委員 わかりました。

志村委員 事業予算が去年分を上回った予算をつけていただいておりますので、執行の件で1つご配慮いただきたいんですけども、去年は知事選もあったので人事異動がおくれ、実質は6月ぐらいから動き出したということなんでしょうけれども、ことしは通常年に戻ったので、私は上期、下期という、予算特別委員会でも前回は言いましたけれども、上期、下期という行政のくくりではなくて、やっぱりお盆前、暮れの餅代といいたいまいしょうか、そういう県民生活感の中で事業発注すると。

今回、ゼロ県ゼロ国で年度末に出してくれるので、それから、お盆前、暮れ、正月前、こんな感じで考えてもらえると、県民生活にも大きく影響するんじゃないかなと思いますが、どんなものでしょうか。

阿部建設政策課長 予算の平準化、工事の発注の平準化というのは品質確保に関する法律の中でも非常に大事なことということで、もちろん地域の産業への経済波及も含めて考えております。そうした中で、昨年からは平準化に向けてのいろんな手段を考慮させていただきましたが、繰越承認の前倒しとか、そういった形で、なるべく第1・四半期のところで従来発注が厳しかったところをまずは円滑にできるような体制をとらせていただいております。

あと、これまでは上半期ということで、そこに力点を置いていたことは当然でございますけれども、早期の執行のためにマネジメントをしっかりと念頭に置きながら、大事なこと

は用地の確保をしつつ、発注を計画どおりにやれるという体制をしっかりとつくっていくということと考えておりますので、そういった執行に努めてまいりたいと思います。

志村委員 上期幾らという目標の設定自体が余り意味のあることじゃないかなど。行政的な発想でですね。そうじゃなくて、平均なら平均、しかし、その中でも重点的に8月と12月、お盆と暮れという、こういう文言を一遍、行政的に出してみたらどうなんでしょう。上期という発想じゃなくて。

進土木建築部長 おっしゃるとおりだと思っています。我々も原点に立ち返るといふか、昔、やっぱり4月であったり、お盆前であったり、あるいは暮れであったりと、四半期ごとにそれぞれ出してきたという経緯がございます。ただ、やっぱり上半期というのを1つのめどにやってきて、しかも3月で繰越承認を受けて、また発注するというので、どうしても9月とやっぱり3月が事業発注量が多いという状況に陥っていたわけです。それを我々としても何とか去年いろんなご指摘を受けて、もっと何とかならないかということで内部でもいろいろ議論してまいりました。その中で、早着といえますか、4月早々に早く国の予算認可をいただいて執行ができる体制をとる。それともう1つは、やはり上半期は上半期で発注をやるんですけども、さきの12月議会で繰越承認をいただけるようになりました。それで、工期自体がきちんとして発注できるということもありますし、業界にとっても12月発注が翌年の10月ぐらいの工期の工事ができるということもありますので、安心感が出るということで、いずれにしても、今、委員ご指摘のように、切れ目のない発注と申しますか、余り上半期とかいうのではなくて、できるだけ早く発注して、しかも工期をきちんとしていくというのが基本的な流れになっておりますので、今後ともその方向で我々は頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

志村委員 お願いします。

平岩委員外議員 1点だけ済みません、54ページの県立病院の衛生関係のことなんですけれども、私、実は福祉保健生活環境委員会で昨年このお話を伺っていたんですね。不落札であったということが、みんななぜなんだということになって、工期が少し長過ぎる、受ける方からすれば工期が長いということなどいろいろあるということだったんですが、病院関係はこういうことが得意ではないので、土木のほうでご協力いただいて、土木のほうでしっかりと支えていただいていますという答弁なんですけど、ことは、工期を2カ所に分けて、前期、後期でやるみたいなことも伺っていますけど、今回はきちんとしてきて進めていけるのかというような、見通しを少し教えていただければと思っています。

加藤施設整備課長 ご指摘のとおりでございます。今、東京オリンピック等々に向けて業界のほうはかなり工事量も多いということで、労務費が上がったり、資材が上がったりという中で、非常に応札環境が今変わりつつあります。

入札不調の中で我々、いろんなところで見直しをしてまいりました。今のお話のように、工期を西病棟と東病棟に分ける、当時は4年以上の1つの工期で設定していたものを、西病棟、東病棟、2つの工事として分けて、1つ当たり2年ぐらいということで、応札環境がかなり考慮したということと、あとは、金額の見直しでございます。

いろんな施工スケジュールそのものも見直しをしていく。当然、いながら工事、患者さん等々いる中での工事がありますので、休日、祭日、夜間、そういった時間帯も含めて、いろんな施工手順の見直しをしてまいりました。それに伴う金額の増額というののもかなり

考慮してきたつもりです。

その上で、早々に公告、発注準備を進めていくわけですけれども、かなり応札環境は整っている設計ができたというふうには考えております。ただ、これで100%大丈夫かという、まだまだやっぱり不安がございます。ただ、我々としては、我々が持っている今のルールの中で最大限のことを、最大限の準備をしてきたつもりでございますので、ぜひいろんな業者さん、積極的に応札していただければというふうに期待しているところでございます。

以上でございます。

平岩委員外議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

吉富委員 いろいろな仕事が出る中で、これは入札に絡むことなんで強くは言えないですけれども、地元で出る仕事というのは、やはりなるべく地元の業者を使えるように努力をしてもらいたいということ。それともう1つは、餅は餅屋という言葉があるように、例えば、草を刈ったりとかする、別府の場合でいえば、海岸の直轄事業で国が百数十億円かけて、親水性をということで海岸線を砂浜に戻しましたね。あそこのところなんかもずっと造園業者が草刈りをするのが私なんかの感覚なんですけれども、土木の人がとって、それを大分の造園屋さんが下請ですとかいうようなこともあったりしているみたいなんです。ですから、やはりそういう意味で、地元の業者は指をくわえて待っているような話になりますから、やはり最初の話ですけれども、できるだけ地元の業者ができないというのであれば、技術的に無理であればそれはしょうがないんですけれども、地元の業者ができるようなものはなるべく地元の業者が入られるような、それと、言うように餅は餅屋というような形の発注の仕方をしていただきたい。要望です。

戸高委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号議案平成28年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

山本港湾課長 第9号議案平成28年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算についてご説明いたします。

土木建築部予算概要の55ページをお開き願います。

表の1番左、区分欄の上から2番目でございます。

予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄にありますように3,181万3千円でございます。

歳入の主な内訳でございますが、予算額(A)欄の2つ右、財産収入として、土地の貸付料が531万7千円、その1つ右、繰入金として、減債基金からの繰入金が2,639万6千円でございます。

次に、57ページをお開き願います。

歳出につきましては表の1番左、事業名欄の1番上、6号地事業費で、予算額は541万7千円です。

本事業は6号地の維持管理などに要する経費でございます。

次に、その1つ下、公債費ですが、予算額は2,639万6千円です。

本事業は6号地造成に伴う県債の利子の返済でございます。

なお28年度は、県債の借りかえがございませんので、前年度に比べ6億6,733万5千円の減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

戸高委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第10号議案平成28年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

山本港湾課長 第10号議案平成28年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、ご説明いたします。

資料の55ページにお戻り願います。

表の1番左、区分欄の上から3番目でございます。

予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄にありますように20億5,341万1千円でございます。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の1つ右、使用料及び手数料として、附属地や野積場などの使用料が13億4,306万6千円、その2つ右、繰入金として、一般会計からの繰入金が1億34万5千円、さらにその2つ右、県債として、港湾施設建設事業債の借り入れが6億1千万円でございます。

次に、58ページをお開き願います。

歳出につきましては、表の1番左、事業名欄の1番上、港湾施設管理費で、予算額は1億3,981万9千円です。

本事業は上屋や野積場などの港湾施設の管理に要する経費でございます。

その下、大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費7,700万9千円は、指定管理者への委託料や維持修繕などに要する経費でございます。

また、その下、平成28年度から指定管理者制度を導入する別府港北浜ヨットハーバー管理運営事業費の913万4千円も同様でございます。

次にその下、港湾施設維持修繕事業費ですが、予算額は7,855万8千円です。

本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の維持修繕を行うものでございます。

次にその下、公債費ですが、予算額は11億3,889万1千円です。

本事業は港湾施設整備事業に伴う起債の元利償還金でございます。

次に、59ページをごらん願います。

港湾機能施設整備事業費ですが、予算額は6億1千万円です。

本事業は大分港、津久見港、臼杵港、中津港の埠頭用地の造成などを行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

戸高委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第40号議案平成28年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

黒木土木建築企画課長 第40号議案平成28年度における土木事業に要する経費の市町村負担についてご説明いたします。

議案書の276ページをお開きください。

これは、平成28年度の土木事業に要する経費の一部として、地方財政法等に基づき関係市町村に負担を求めることについて議決をお願いするものです。

表の下の部分にあります各事業の負担割合等につきましては、事前に市町村の同意をいただいております。

なお、平成28年度の負担割合につきましては、27年度から変更はございません。

以上でございます。

戸高委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第41号議案おおいた土木未来（ときめき）プラン2015の策定について執行部の説明を求めます。

阿部建設政策課長 第41号議案おおいた土木未来プラン2015の策定についてご説明いたします。

議案書では278ページとなりますが、資料4ページ及び別冊資料の正本をご準備ください。

当案件につきましては、昨年（平成27年度）の第3回定例会において計画の概要等について報告した後に、第4回定例会の常任委員会で素案をご説明いたしました。委員の皆様には、貴重なご意見をいただき、改めてお礼を申し上げます。

その後パブリックコメントを行い、多くの県民の皆様からのご意見も踏まえて、今議会に成案として上程させていただいております。

資料の4ページをごらんください。パブリックコメントの概要でございます。

実施期間は平成27年12月17日から平成28年1月18日の1カ月間で、ご意見は81名の方から延べ181項目いただきました。本計画の項目別に意見数を整理したものが意見項目別の内容で、ごらんのとおりになっています。

多くは既に成案に盛り込まれている内容や、あるいは早期事業推進に関するご要望、ご期待でしたが、その中に計画に反映すべきものが3点ございました。

まず、主な意見①ですが、大規模災害時に孤立する可能性の高い地域の緊急輸送道路を整備してもらいたいというご意見でございました。資料とあわせて、正本をごらんください。該当ページは正本の19ページ、左側中ほどの赤枠の道路の箇所でございます。

集落の孤立対策につきましては、地域道路ネットワークの充実の中に盛り込んでいますが、緊急輸送道路については、これを含む道路啓開ルートののり面対策を行うこととしておりますが、道路啓開ルートの表現のみでは緊急輸送道路の対策を行っていないという誤解を与える可能性がありますので、19ページに緊急輸送道路における対策という文言を明記いたしました。

次に、主な意見②でございます。学校現場からの貴重な意見でございました。建設産業への若者の入職促進に協力したいとのご意見であります。正本の該当ページは49ページ、中ほどの青枠の二重丸の3つ目、それから66ページ左下の建設産業のイメージアップの欄でございます。

前回は、建設業団体等の関係機関との連携としていましたけれども、土木建築部では、これまで次世代を担う学生や子供たちへの啓発活動として、現場体験学習やインターシップ、小中学生参加型の土木未来（ときめき）教室などに取り組んできましたが、今後、この取り組みを強化するためにも、ご意見のとおり産学官が連携して推進すべきであるため、産学官連携に変更しております。

次に、主な意見③ですが、ツーリズムの支援という観点から別府港を再整備し、大型客船の誘致に力を入れるべきとのご意見をいただきました。正本の該当ページは59ページの1番上の赤丸、港湾の箇所でございます。

臼杵港、大分港西大分地区に加えて、別府港等を追加いたしました。

さらに、正本の69ページ以降に、用語解説を追加しております。

最後になりますけれども、本計画は策定することが目的ではなく、県民の皆様方と、また、議員の方々のご支援をいただきながら、計画を着実に推進していくことが何よりも大切と考えております。このために今後、土木建築部職員一丸となってこのプランの達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

戸高委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 別にございませんで、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第42号議案大分県建築基準法施行条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

巨鍋建築住宅課課長補佐 第42号議案大分県建築基準法施行条例の一部改正についてご説明いたします。議案書では279ページになりますが、委員会資料5ページをごらんください。

1の条例の概要についてです。大分県建築基準法施行条例は建築基準法の規定に基づく敷地や構造等に関する制限の付加について必要な事項を定めています。

2の条例改正の理由ですが、今回、建築基準法施行令が一部改正されたことに伴いまして、同令の条文を引用する建築基準法施行条例の規定に条ずれが生じたものです。

法の改正内容としましては、まず、①従前の鉄筋コンクリートの建築物に加えまして、木造建築物についても防火区画等の規制が緩和されるものがございますが、こちらの法改正に伴う条例の改正はございません。今回は、あわせて改正のありました②の法の条番号の変更に伴いまして、これを引用している条例において所要の改正を行うものです。

4の条例改正の施行日につきましては、施行令の施行日と同じ平成28年6月1日としています。

以上でございます。

戸高委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 別に質疑等もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

鈴木道路建設課長 大分県長期道路整備計画「おおいたの道構想2015」の策定についてご報告いたします。

お手元に製本を配付しておりますが、説明については委員会資料でさせていただきます。資料6ページをお開き願います。

1の計画策定の背景・計画の位置づけ等をごらんください。大分県では平成16年に大分県中長期道路計画「おおいたの道構想21」を策定しまして、平成21年に改定をしております。

今般、計画の目標年が到来したこと、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」及び大分県土木建築部長期計画「おおいた土木未来プラン2015」が策定されることから、これらを具体化すべく計画の策定を行うものでございます。

右下の、2計画策定の経緯をごらんください。これまでに、計画の達成状況の評価や、県政モニターアンケート、有識者の意見聴取、パブリックコメント等を経て、計画案を策定してまいりました。

7ページをごらんください。上位計画との関係ですが、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」、大分県土木建築部長期計画「おおいた土木未来プラン201

5」と体系的に整合を図って主要施策の実施方針を定めております。

7ページをお開き願います。施策体系と施策方針のポイントについてご説明いたします。
1 生活の安全・安心を高める道路整備の（１）防災・減災対策では、南海トラフ地震や頻発する豪雨災害への備えとして、緊急輸送道路上の橋梁の落橋を防ぐ対策や、最優先啓開ルートへの面対策等を優先して推進します。（２）交通安全対策では、警察と連携しながら事故危険箇所の対策や法指定通学路等の歩道整備を推進します。

また今回の計画策定で新たに項目立てをした（３）老朽化対策では、定期点検により措置が必要な箇所の対策を計画的に実施し、対策完了後は予防保全にシフトしていくといった方針としております。

2 まちの魅力を高め活力のある地域づくりを支える道路整備の（１）渋滞対策では、庄の原佐野線延伸や国道197号鶴崎拡幅等の整備を推進するとともに、警察と連携しながら信号現示の変更などにも取り組んでまいります。

（２）快適な道路空間の形成では、県都大分市の顔となる国道197号昭和通りの再整備、おんせん県おおいたの代表的な地区に位置する国道500号の無電柱化などの整備を推進していきます。

（３）ツーリズム支援では、主要な観光地間を周遊するルート等の整備を進めるとともに、区画線の更新、眺望阻害樹木の伐採、眺望性にすぐれた防護柵への取りかえなど、おもてなしの道路整備を推進してまいります。

3 県土の発展を支える道路整備の（１）広域ネットワークの整備では、地域高規格道路の整備や東九州自動車道等の4車線化等を推進いたします。（２）地域ネットワークの整備では、交通量の多い幹線道路で渋滞や交通安全上課題のある箇所の対策を優先して整備します。また、交通量の少ない区間では、地域の実情に応じて1.5車線的道路整備を活用するなどして、早期に効果が発現できるよう工夫をしていくこととしております。

なお本計画案は、「おおいた土木未来プラン2015」策定後に成案として公表する予定としております。

今後は、本計画に沿って、道路整備を着実に推進してまいります。

説明は以上でございます。

戸高委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 別に質疑もございませんので、次の報告をお願いいたします。

菖蒲道路保全課長 橋梁の落橋防止装置等についてでございます。

資料の9ページをお開き願います。

昨年8月に、国管理橋梁において、耐震補強工事に使用された落橋防止装置等に溶接不良が発見されましたが、その後の調査で、意図的に溶接工程の一部を省くなどの不正行為や、技量不足などによる溶接のふぐあいを確認されました。そのため、本県においても同様の事例がないか調査を行っておりますが、現段階での進捗状況についてご報告させていただきます。

2の落橋防止装置の概要をごらんください。橋梁の下部構造には、上部構造を支える支承が設置されており、阪神淡路大震災級の大きな地震動にも耐えるように設計されております。一方で落橋防止装置は、その支承が万一破壊された場合に初めて機能するもので、

上部構造の落下を防止する目的で、多重防護として設置されているものでございます。

国の調査で確認された溶接不良は、3の上の図のとおり、ガウジングという溶接不良部の除去を行う作業工程が実施されていなかったことから、下の図にありますように、板厚の中心付近に局部的な溶接の溶け込み不足が生じたものです。国が設置している落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会の中間報告によりますと、今回の溶接不良は、溶接が全くなされていなかったものではないことから、落橋防止装置としての機能が低下している可能性は小さく、強度的に深刻な問題ではないとされています。

4は、本年3月14日時点での本県の調査結果でございます。県が管理している道路橋のうち、溶接部材を用いた落橋防止装置等を設置している橋梁は119橋、そのうち、国の調査で不正・不具合が判明した製作会社がかかわった橋梁及び自社調査により溶接不良の可能性が疑われる橋梁は合わせて44橋です。これらの橋梁につきましては、業者のヒアリング及び現地での超音波検査を実施しており、これまでに不正行為は確認されておりませんが、調査を終えた26橋のうち、17橋について不具合製品が確認されました。

今後の対応ですが、残る18橋の調査を急ぐとともに、ふぐあい製品が確認された橋梁について、対象工事の請負者に対し、順次補修を依頼することとしております。

なお、今回の一連の調査で現地検査を行っていない橋梁全てについて、溶接部の健全性の検査を優先的に行う特定点検としまして、5年に1度の定期点検を前倒しして実施していくこととしております。

以上でございます。

戸高委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見はございませんか。

尾島委員 ちょっと非常に専門的なので、余りかわりのない委員さんはわかりにくいと思うんですけど、こういった板厚の厚い溶接になると、やっぱり開先の継ぎ手なんですよ。求めているのが、いわゆるフルペネトレーション、完全溶接なのか、それとも単に開先をとっただけで、ここに少し脚長と言われる溶接の、どう言うんですか、足は出て絵にないんですけど、そういったもので、もういわゆるフルペネトレーションでなくても強度を保証するという事だったのか、その点が1点ね。

それから、2つあるんですけど、1つは、ここに原因がやっぱり技量不足というのも書かれていますね。一般の橋梁では、施工計画書の段階で技術者の証明、例えば、JISとか、日本溶接協会の資格証明を添付させることが多いんですけど、こういった行為ではそういうのをやられていないのかどうか。

それから2点目には、完全溶接ということになれば、先ほど超音波検査が出ましたけど、レントゲンではフィルムが撮影しにくいですから、超音波の、しかも斜角探傷という手法でやるわけですよ。それは、その画面の記録を普通は流すんですけど、そういったことが全然義務づけられていなかったのかどうか。だから、完全溶接でなければそういう必要がないですから、NDI、非破壊検査で求めた保証がどこまでいっていたのかということをお聞きしたいと思います。

菖蒲道路保全課長 ちょっとまだこの写真ではわかりづらいと思うんですが、落橋防止装置の溶接の部分、遍の部分ですね。設計上この部分については完全溶け込みじゃなきゃいけない。特に指定がない場合については、完全溶け込みだということになりますので、基本、同じ部材の中でも、この部分は完全溶け込みじゃなきゃいけない、この部分はそうじ

やなくてもいいというような形になっております。

それから、これはいわゆる落橋防止装置ということで、もちろん工場で元請さんが製作会社に依頼をしてつくってもらうわけなんですけど、これについては材料扱い、いわゆる購入品扱いということで、その辺の証明といいますか、そういったものはないということになっておりまして、県のほうが工場で検査をするとか、そういった対象にはなっていないということです。

完成検査のときには、もう現地でセットされた状態でございますので、なかなか目視で溶接の状況の中までを確認することはできませんので、今まではあくまでも材料購入品扱いというような形になってきております。

戸高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 それでは次の報告をお願いします。

湯地都市計画課長 庄の原佐野線の整備状況についてご報告いたします。資料の10ページをごらんください。

青の点線で示した部分、庄の原佐野線の大分インターから米良バイパスの間、約6キロメートルについては地域高規格道路大分中央幹線道路に指定され、これまでに大分インターから国道10号東元町交差点間約4キロメートルが開通し、現在、大分川新架橋を含む元町・下郡工区を事業中でございます。

次の11ページをお開き願います。

元町・下郡工区では、用地買収が完了し、大分川架橋や下郡側の盛土工事を進めるとともに、元町地区の文化財調査を行ってまいりました。

調査の結果、大友氏の菩提寺である旧万寿寺に関連する重要な遺溝が確認され、文化庁の指導を受け、当初、盛土で計画していた区間の一部を橋梁形式に変更することとなりました。

この工法変更が、事業期間の延長を伴う大幅な計画変更となることから、大分県事業評価監視委員会に諮問し、計画変更は妥当との評価をいただきました。

これにより、供用開始時期が平成28年度末から1年おくれれますが、引き続き工程管理に努め、早期開通を目指して工事を進めてまいります。

次に12ページをごらんください。

下郡バイパスから米良バイパスの間、下郡工区の新規事業化に向けた状況についてご説明いたします。

庄の原佐野線が米良バイパスまで4車線で整備されると、市内の慢性的な交通混雑が大幅に改善され、中心市街地と米良インターチェンジのアクセスが強化されることで、交流人口の増加などが期待されます。

また、現道はJR豊肥本線の下をアンダーパスで通過しているため、大雨の時に冠水するおそれがございます。このルートは広域防災拠点である大分スポーツ公園と大分中心部を結ぶ緊急輸送道路であることから、改善が求められているところです。

このようなことから、現道の南側に4車線の高架道路を新しく建設し、交差する下郡バイパスや米良バイパスとは立体交差して、現道とはランプで接続する構造を計画しています。

なお、下郡バイパスと米良バイパスの両交差点は間隔が近く、両方をフルランプ化することは交通安全上危険となります。このため、左下の図、大分川を下にした写真ですが、下郡バイパス交差点では、オレンジ色の矢印で示しておりますとおり、大分川部分のみハーフランプで接続し、下郡バイパスから米良バイパス方面へは現道のアンダーパスを通行していただくこととなります。

また、右下の図、大分川を上、明野方面を下にした写真ですが、米良バイパスから明野間の整備については、今後の計画となるため、当面、米良バイパスを高架道路の終点とし、オレンジ色で示したランプにより接続することとなります。

この工区につきましても、事業評価監視委員会に諮問し、事業実施が妥当との評価をいただきました。

今後は、関係機関協議や地元説明など都市計画道路の変更手続を進め、平成29年度からの事業採択を目指します。

以上でございます。

戸高委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

尾島委員 遺構が出たために、構造変更で盛り土から高架へということになったわけですが、工期とか金額的な変更はどの程度発生するのか、お願いしたいと思います。

湯地都市計画課長 工期については約1年延びます。金額については、文化財調査の関係と、あと大分川の橋梁の工法変更となりまして、全体で10億円ほどふえる予定でございます。

平岩委員外議員 ランプのところが難しかったので、また今度、丁寧に教えてください。
(「はい」と言う者あり)

志村委員 今朝、トンネルの中の交通事故で火災になって2名亡くなって、90名ぐらい運ばれたようです。ニュースを見ていましたら、専門家の方が、いわゆる避難路に避難をして、呼吸を確保しなさいとかいう話がありましたよね。

全てのトンネルに避難路があるわけじゃないんだろけれども、そのトンネルは840メートルですが、スプリンクラーは基準でつけなくてもいいのか、ついていないらしいんですけども、そういうスプリンクラーの基準と、それから避難路というのが各トンネルにあるのかなのか、その辺の基準がどうなのか。あるいは、基準があるときにはトンネルの入るときの表示ですね。

それからラジオが聞こえるかどうかの表示はよく見えるんですけども、同じように避難路の有無の表示を見ておけば、あっ、ここは避難路があるなというふうに分かると思うんですけども、その辺のことを教えてください。

鈴木道路建設課長 ちょっと定かな基準は後ほど調べて報告しますけれども、4車線のトンネル、2車線2車線のトンネルを掘る場合は、横につなげるので結構簡単に避難路がつくれて、反対側の車線に逃げるといのもところどころできます。

例えば、大分県内のように単純な2車線の、暫定2車線みたいなときは反対側に逃げることはできません。こういうときは、3キロメートルを超えるトンネルを掘る場合は、何としても避難させる必要があるので、隣に小さいトンネルを掘ります。そうやってでも避難路を確保するという基準があります。3キロメートルというのが基準になっていて、だからきちっと3キロ未満に抑えているというのがあって、大分県下には3キ

口を超えるトンネルはないので、そうやって無理やり避難路を暫定2車線をつけているというのはありません。4車線のトンネルであれば、相互につながりというのは一定の感覚のできるもので、ある程度以上長いトンネルであれば、ところどころつないでいるという状況でございます。ちょっとスプリンクラーについては基準を今手元に持っておりませんので、後ほどわかれば調べてお知らせいたします。

志村委員 もし3キロメートル以上であった場合は、何か表示をしているんですかね、避難道があるかどうか。

鈴木道路建設課長 避難路があれば当然、トンネルを走りながらところどころ避難路と書いてありますので、避難路は何メートル先と書いてありますので、問題なく探せるようになっていきます。

志村委員 白杵に帰るとき2つ大きなトンネルがあるけど、まさに2,900メートルぐらいです。

鈴木道路建設課長 二千九百何十メートルというものが多いと思います。

馬場委員 煙対策とかはどうやっているの。（「排煙装置」と言う者あり）

鈴木道路建設課長 ジェットファンを設けております。ジェットファンは通常、自動車の排気ガスの換気を昔はよくやっていたんですけれども、今は自動車の性能がよくなったので、排気ガスの換気という意味では設置をする必要がだいぶ落ちてきているんですけれども、やはり火災が起こった場合の換気というのが必要になりますので、ジェットファンというのは、自動車の排気ガス換気という目的と、火災時の換気という2つの目的でつけております。一定以上長いトンネルでは、換気のためというよりは火災時の排気のためのジェットファンを設けてございます。

平岩委員外議員 私、全く素人なんですけど、この8カ月間とても悩んでいることがあります。家を持つということは庶民にとってはやっぱり夢だと思うんですけど、大分駅がリニューアルされて、上野側口にたくさんマンションができて、もういっぱい人が入っているんですけど、これが何十年後かには空き家になるんじゃないだろうかって思ったりするんですね。

今、何十年後かに、6軒に1軒は空き家になるとか、3軒に1軒は空き家になるとかいうようなデータも聞くんですが、私は戸建ての団地に住んでいるんですけど、360世帯ぐらいあって、15から20ぐらいが空き家なんです。それで、お年寄りが施設に入る、お年寄りが亡くなる、お年寄りが子供のところに行くと、もう空き家になって、それは本当に売れないという状況なんです。

家を建てる産業というのは物すごくやっぱり裾野が広いから、とても一生懸命取り組んでいらっしゃるんですけど、このままでいいのかなとふっと思ったりして。これは自分ちのことで恥ずかしいんですけど、うちのおいっこの例をこうやって挙げてみたら、私も家は持っているんですけど、子供がいないから跡継ぎがいないんですよ。売ればいいんですけど、売れないとなると、純粹に考えたら、うちのおいっこの私たちが順当に死んでいったら、自分で5軒、家を維持しなければいけないというような状況になるなって、それでも若いから家建てたいだの、マンションが欲しい、というような時代なんです。

私、このことをどう捉えていけばいいのかなというのを、これ誰かに答えを下さいと言っているんじゃないんですけど、何かそういうことを、3世代同居だとか、優良住宅の補

償だとかいろいろなさるんだけど、私たち本当にこの問題はどうか捉えればいいのかなということ、少しお考えがあればと思って。

巨鍋建築住宅課課長補佐 今、平岩委員外議員からいただいたとおりでございます。実は今、住生活基本計画というのがありまして、その中で、さきに国交省のほうから5カ年ごとの計画という骨子が出ておりまして、急増する空き家の活用、除却の推進ということがございます。

これはどちらかと言うと都市部を狙っていまして、今おっしゃられた上野のマンションみたいに、今後マンションの空き家をどうするかということになりますし、郊外の団地での空き家、入居されている世帯の方が、お子さん世帯が外に出られてご両親だけがお住まいの家、この2つの面ですが、特にマンションについても空き家ストックが一斉に発生しますので、そういったものをどうやって流通市場に乗せていくか。

かといって、今これから家を持つとされる方々に、新築はやめて空き家のほうに住みましょうというのもあるんですけども、そういったお子様が生まれた時のライフステージ、生活の環境変化ごとに、場合によっては経済負担が少ない中古住宅を求めやすくする、そのためには安心な中古住宅の情報開示が求められる。まあそれがマンションなのか、もちろん戸建ても含めて、両方の開示をしながらうまく選択が出来るように、そういった市場づくりをしていくべきだということで、国のほうが来年1年間かけて住生活基本計画を立てていくんですけども、その中にもそういった切り口を入れた上で設計をさせていただきたいと思っております。

なかなか誘導というまでにはいかないんですけど、まずはそういった市場に中古住宅を今以上に入れられるように、もちろん不動産関係の設定もありますし、もしくは税制面の優遇ですね。中古住宅は今、非常に税制面からすれば余り新築ほど優遇されていませんが、ただ中古住宅はなかなか評価しづらいということもあって、やっぱり皆さんそれで手が出せないというのもあるんだろうということで、何とかそれをうまく評価出来るような体制を今つくろうとしているところでございます。

以上です。

平岩委員外議員 ありがとうございます。ちょっと悩みが解消されそう。また教えてください。

戸高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

戸高委員長 ほかにないようですので、終わりたいと思いますが、一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔進土木建築部長挨拶〕

戸高委員長 それでは土木建築部関係を終わります。

大変ありがとうございました。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

戸高委員長 先ほどですね、この委員会が始まる前に、以前ご要望をいただいた建設業協

会に報告に行ってもらいました。引き続きいただいた要望については各委員でしっかりと取り組んで要望していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔委員長挨拶〕

戸高委員長 これをもちまして、委員会を終わります。

ありがとうございました。